

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年 3 月 29 日

金 曜 日

号 外(10)

目 次

規 則

○富山県森林組合法施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県森林組合法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年 3 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第16号

富山県森林組合法施行規則の一部を改正する規則

富山県森林組合法施行規則（昭和53年富山県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」を「、」に改め、「省令」という。）」の次に「及び森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令（平成29年^{総務省令第}農林水産省^{1号}）」を加える。

第 2 条の見出し中「又は林地処分事業実施規程」を「、林地処分事業実施規程又は森林経営規程」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は第19条第 1 項若しくは第24条第 1 項」を「、第19条第 1 項、第24条第 1 項又は第26条の 3 第 1 項」に、「又は林地処分事業実施規程」を「、林地処分事業実施規程又は森林経営規程」に、「信託規程（共済規程、林地処分事業実施規程）承認申請書」を「信託規程（共済規程、林地処分事業実施規程、森林経営規程）承認申請書」に改め、同条第 1 号中「又は林地処分事業実施規程」を「、林地処分事業実施規程又は森林経営規程」に改める。

第 3 条の見出しを「（信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程又は森林経営

規程の変更又は廃止承認申請等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は第19条第3項若しくは第24条第3項」を「、第19条第3項、第24条第3項又は第26条の3第3項」に、「又は林地処分事業実施規程」を「、林地処分事業実施規程又は森林経営規程」に、「信託規程（共済規程、林地処分事業実施規程）変更（廃止）承認申請書」を「信託規程（共済規程、林地処分事業実施規程、森林経営規程）変更（廃止）承認申請書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第10条第4項、第19条第4項、第24条第4項又は第26条の3第4項（法第109条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により軽微な事項に係る信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程又は森林経営規程の変更の届出をしようとする森林組合又は森林組合連合会は、信託規程（共済規程、林地処分事業実施規程、森林経営規程）変更届出書（様式第2号の2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 変更理由書
- (2) 関係条文の新旧比較対照表
- (3) 総会（総代会）の議事録抄本
- (4) 変更後の信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程又は森林経営規程第9条の次に次の1条を加える。

（組織変更の認可申請）

第9条の2 法第100条の8第1項又は第100条の16の規定により、株式会社又は合同会社への組織変更の認可を受けようとする生産森林組合は、組織変更認可申請書（様式第12号の2）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 株式会社への組織変更の認可申請をしようとする場合 次に掲げる書類

ア 組織変更計画の内容を記載した書類

イ 組織変更の決議時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

ウ 組織変更を議決した総会の議事録抄本

エ 組織変更後の株式会社の定款

オ 法第100条の3第6項において準用する法第66条第2項の規定による手続を経たことを証する書類

- カ 法第 100 条の 3 第 6 項において準用する法第 67 条第 2 項の規定による手続をしたときは、それを証する書類
- キ その他知事が必要と認める書類
- (2) 合同会社への組織変更の認可申請をしようとする場合 次に掲げる書類
- ア 組織変更計画の内容を記載した書類
- イ 組織変更の決議時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- ウ 組織変更を議決した総会の議事録抄本
- エ 組織変更後の合同会社の定款
- オ 法第 100 条の 18 において準用する法第 66 条第 2 項の規定による手続を経たことを証する書類
- カ 法第 100 条の 18 において準用する法第 67 条第 2 項の規定による手続をしたときは、それを証する書類
- キ その他知事が必要と認める書類

第 26 条第 1 項及び第 2 項中「省令」の次に「、森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令」を加える。

様式第 1 号中「林地処分事業実施規程」の次に「、森林経営規程」を、「第 10 条第 1 項」の次に「（同法第 109 条第 1 項において準用する場合を含む。）」を加え、「含む。））」を「含む。）」、第 26 条の 3 第 1 項（同法第 109 条第 1 項において準用する場合を含む。））」に改める。

様式第 2 号中「林地処分事業実施規程」の次に「、森林経営規程」を、「第 10 条第 3 項」の次に「（同法第 109 条第 1 項において準用する場合を含む。）」を加え、「含む。））」を「含む。）」、第 26 条の 3 第 3 項（同法第 109 条第 1 項において準用する場合を含む。））」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号の 2（第 3 条関係）

信託規程（共済規程、林地処分事業実施規程、森林経営規程）変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

申請者 名称

代表者氏名 印

森林組合法第10条第4項（同法第 109条第 1 項において準用する場合を含む。）
（第19条第 4 項（同法第 109条第 1 項において準用する場合を含む。））、第24条
第 4 項（同法第 109条第 1 項において準用する場合を含む。））、第26条の 3 第 4
項（同法第 109条第 1 項において準用する場合を含む。））の規定により信託規
程（共済規程、林地処分事業実施規程、森林経営規程）を変更したので、次の関
係書類を添えて届け出ます。

関係書類

- 1 変更理由書
- 2 関係条文の新旧比較対照表
- 3 総会（総代会）の議事録抄本
- 4 変更後の信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程又は森林経営規程

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2 (第9条の2関係)

組織変更認可申請書

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

申請者 名称

代表者氏名 印

森林組合法第 100条の 8 第 1 項 (第 100条の16) の規定により株式会社 (合同会社) への組織変更の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

(株式会社への組織変更の認可申請をしようとする場合)

- 1 組織変更計画の内容を記載した書類
- 2 組織変更の決議時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 3 組織変更を議決した総会の議事録抄本
- 4 組織変更後の株式会社の定款
- 5 森林組合法第 100条の 3 第 6 項において準用する同法第66条第 2 項の規定による手続を経たことを証する書類
- (6 森林組合法第 100条の 3 第 6 項において準用する同法第67条第 2 項の規定による手続を経たことを証する書類)

(合同会社への組織変更の認可申請をしようとする場合)

- 1 組織変更計画の内容を記載した書類
- 2 組織変更の決議時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

- 3 組織変更を議決した総会の議事録抄本
- 4 組織変更後の合同会社の定款
- 5 森林組合法第 100条の18において準用する同法第66条第2項の規定による
手続を経たことを証する書類
- (6 森林組合法第 100条の18において準用する同法第67条第2項の規定による
手続を経たことを証する書類)

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県森林組合法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(森林政策課)